

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室長
(公 印 省 略)

臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について（その 3）

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、「臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 4 月 21 日厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長通知）及び「臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について（その 2）」（令和 3 年 1 月 7 日厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長通知）において、臓器提供候補者に対する P C R 検査の要否及び状況に応じた適切な検査の実施方法等についてお示したところです。

この度、海外において、鼻咽頭検体の P C R 検査で新型コロナウイルス感染症が陰性であった臓器提供者からの移植肺を介して臓器移植者及び医療関係者が新型コロナウイルス感染症に感染し、後日、移植肺の下気道由来検体について P C R 検査を行ったところ、陽性が確認された事例が生じたことを踏まえ、臓器移植者の健康の確保及び提供施設における感染拡大防止の観点から、今後、特に脳死下臓器提供候補者に対しては、地域における感染の発生状況等を勘案し、事前に下気道由来検体（気管支吸引液）の P C R 検査を実施して頂きたく、臓器提供施設にも周知の上、適切に御対応されるようお願いいたします。

検査の実施に当たっては「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 10 月 14 日厚生労働省健康局結核感染症課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その 3）」（令和 2 年 10 月 2 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を踏まえ、感染予防策の徹底を図った上で適切な運用をお願いいたします。また、本通知は、当該感染症に関する新たな知見が得られた場合、適宜改めていく予定といたします。

また、上記通知に基づいて医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑うと判断した場合において、下気道由来検体（気管支吸引液）の P C R 検査を実施した場合は行政検査として扱われますが、仮に費用が発生した際には、その費用は、肺移植実施施設が負担することについて、各肺移植実施施設の間で合意済みであることを申し添えます。

なお、同趣旨の通知を一般社団法人日本移植学会理事長、一般社団法人日本脳神経外科学会理事長、一般社団法人日本救急医学会理事長、一般社団法人日本集中治療医学会理事長にも送付していることを、併せて申し添えます。